

社会福祉法人福祉の森 役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規定は社会福祉法人福祉の森(以下「この法人」という。)定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 理事 定款第17条第1項の規定により委嘱された者
- (2) 監事 定款第17条第1項の規定により委嘱された者
- (3) 評議員 定款第5条第1項の規定により委嘱された者

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、次の各号に掲げる業務1回につき、5,000円とする。
但し、同じ日に複数の業務に従事した場合は、1回分とする。

- (1) 理事会に出席した場合
- (2) 監査を行った場合
- (3) 評議員会に出席した場合
- (4) その他、前各号に掲げる事項にかかわる会議に出席した場合
- (5) 理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合

(費用弁償)

第4条 役員等が前条に掲げる業務に従事するために、公共交通機関の利用に要した交通費については、その実費を支給するものとする。また、遠方のため泊が必要な場合、宿泊費・食卓料を支給するものとする。

- 2 役員等が自家用車を利用した場合は、職員給与規程に準じて、燃料費相当額を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月26日から施行する。

別表1 (第3条関係) 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(2) 理事

区 分	日 額
理事会への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

(3) 監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	5,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

別表2 (第4条関係) 非常勤役員等の旅費・宿泊費

旅 費	宿泊費(1泊につき)	食卓料(1泊につき)
実 費	15,000円	3,000円